

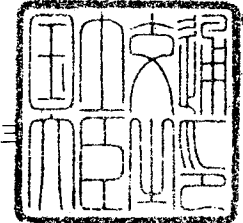


認 定 書

国住指第1513号
平成 18年 11月 16日

三和シャッター工業株式会社
代表取締役社長 高山 俊隆 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第64条及び同法施行令第136条の2の3(20分間の準遮炎性能を有する防火設備)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
EC-0027
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
鋼製シャッター
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。